## 人事院公示第18号

人事院は、人事院規則2-4 (人事院の職員に対する権限の委任)第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和4年4月1日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定(前書きを含む。以下同じ。)の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後

人事院は、人事院規則2-4(人

事院の職員に対する権限の委任)第 2項の規定に基づき、一般職の職員 の給与に関する法律(昭和25年法 律第95号)、人事院規則9一1( 非常勤職員の給与)、人事院規則9 一2(俸給表の適用範囲)、人事院規 則9一5(給与簿)、人事院規則9 一6(俸給の調整額)、人事院規則 9一6(俸給の調整額)、人事院規則 9一6一6(人事院規則9一6(俸 給の調整額)の一部を改正する人事

院規則)、人事院規則9-7(俸給

改 正 前

人事院は、人事院規則2-4(人事院の職員に対する権限の委任)第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)、人事院規則9-1(非常勤職員の給与)、人事院規則9-2(俸給表の適用範囲)、人事院規則9-5(給与簿)、人事院規則9-6(俸給の調整額)、人事院規則9-6(俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則9-7(俸給

等の支給)、人事院規則9-8(初 任給、昇格、昇給等の基準)、人事 院規則9-8-8(人事院規則9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する人事院規則)、人 事院規則9-8-14(人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基 準)の一部を改正する人事院規則) 、人事院規則9―8―18(人事院 規則9-8(初任給、昇格、昇給等 の基準)の一部を改正する人事院規 則)、人事院規則9-8-40(人 事院規則9-8(初任給、昇格、昇 給等の基準)の一部を改正する人事 院規則)、人事院規則9-8-57 (人事院規則9−8 (初任給、昇格 、昇給等の基準)の一部を改正する 人事院規則)、人事院規則9-8-68(人事院規則9-8(初任給、 昇格、昇給等の基準)の一部を改正 する人事院規則)、人事院規則9一 15(宿日直手当)、人事院規則9 -17(俸給の特別調整額)、人事院 規則9-24 (通勤手当)、人事院 規則9-24-10 (人事院規則9 -24 (通勤手当)の一部を改正す

|等の支給)、人事院規則9-8(初 任給、昇格、昇給等の基準)、人事 院規則9-8-8(人事院規則9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する人事院規則)、人 事院規則9-8-14(人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基 準)の一部を改正する人事院規則) 、人事院規則9-8-18(人事院 規則9-8(初任給、昇格、昇給等 の基準)の一部を改正する人事院規 則)、人事院規則9-8-40(人 事院規則9-8(初任給、昇格、昇 給等の基準)の一部を改正する人事 院規則)、人事院規則9-8-57 (人事院規則9―8(初任給、昇格 、昇給等の基準)の一部を改正する 人事院規則)、人事院規則9-8-68(人事院規則9-8(初任給、 昇格、昇給等の基準)の一部を改正 する人事院規則)、人事院規則9一 15(宿日直手当)、人事院規則9 -17(俸給の特別調整額)、人事院 規則9-24 (通勤手当)、人事院 規則9-24-10 (人事院規則9 |-24 (通勤手当)の一部を改正す

る人事院規則)、人事院規則9-3 0 (特殊勤務手当)、人事院規則9 一34(初任給調整手当)、人事院 規則9-40(期末手当及び勤勉手 当)、人事院規則9-43(休日給 ) 、人事院規則9-49 (地域手当 )、人事院規則9-54(住居手当 ) 、人事院規則9-55 (特地勤務 手当等)、人事院規則9-55-1 25 (人事院規則9-55 (特地勤 務手当等)の一部を改正する人事院 規則)、人事院規則9-80(扶養 手当)、人事院規則9-82(俸給 の半減)、人事院規則9-89(単 身赴任手当)、人事院規則9-93 (管理職員特別勤務手当)、人事院 規則9-97(超過勤務手当)、人 事院規則9-102(研究員調整手 当) 、人事院規則9-121 (広域 異動手当)、人事院規則9-121 ─2 (人事院規則9─121 (広域 異動手当) の一部を改正する人事院 規則)、人事院規則9-122(専 門スタッフ職調整手当)、人事院規 則9-123(本府省業務調整手当 ) 及び人事院規則9-129 (東日

|る人事院規則)、人事院規則9-3 0 (特殊勤務手当)、人事院規則9 一34(初任給調整手当)、人事院 規則9-40 (期末手当及び勤勉手 当)、人事院規則9-43(休日給 )、人事院規則9-49(地域手当 )、人事院規則9-54(住居手当 )、人事院規則9-55(特地勤務 手当等)、人事院規則9-55-1 25 (人事院規則9-55 (特地勤 務手当等)の一部を改正する人事院 規則)、人事院規則9-80(扶養 手当)、人事院規則9-82(俸給 の半減)、人事院規則9-89(単 身赴任手当)、人事院規則9-93 (管理職員特別勤務手当)、人事院 規則9-97(超過勤務手当)、人 事院規則9-102(研究員調整手 当)、人事院規則9-121(広域 異動手当)、人事院規則9-121 ─2 (人事院規則9─121 (広域 異動手当)の一部を改正する人事院 規則)、人事院規則9-122(専 門スタッフ職調整手当)、人事院規 則 9 一 1 2 3 (本府省業務調整手当 |) 及び人事院規則9-129 (東日

定大規模災害等並びに新型コロナウ イルス感染症及び特定新型インフル エンザ等に対処するための人事院規 則9-30 (特殊勤務手当) の特例 )に定める人事院の権限及び所掌事 務の一部委任に関し、次のとおり決 定した。

- (略)
- 2 委任する権限及び所掌事務 一~七の二 (略)
  - 八 人事院規則9-30 (特殊勤 務手当)に規定する次に掲げる 事項
    - $(1) \sim (49 \mathcal{O} 2)$  (略)
    - (50) 第28条の5第2項第3 号から第5号までの規定に基 づき、人事院が認めることと されている業務について認め ること及び人事院が定めるこ ととされている額について定 めること。

(削る)

本大震災及び東日本大震災以外の特 本大震災及び東日本大震災以外の特 定大規模災害等に対処するための人 事院規則9-30(特殊勤務手当) の特例) に定める人事院の権限及び 所掌事務の一部委任に関し、次のと おり決定した。

- (略)
- 2 委任する権限及び所掌事務
  - 一~七の二 (略)
  - 八 人事院規則9-30(特殊勤 務手当) に規定する次に掲げる 事項
    - $(1) \sim (49 \mathcal{O} 2)$  (略)
    - (49の3) 第28条の5第2項第 3号又は第4号の規定に基づ き、人事院が認めることとさ れている業務について認める こと及び人事院が定めること とされている額について定め ること。
    - (50) 第28条の5第2項第5 号の規定に基づき、人事院が 定めることとされている額に ついて定めること。

 $(50 \mathcal{O} 2) \sim (52)$  (略) 九~二十 (略) 二十一 人事院規則9一129( |

東日本大震災及び東日本大震災 新型コロナウイルス感染症及び 特定新型インフルエンザ等に対 処するための人事院規則9-3 定する次に掲げる事項 0 (特殊勤務手当)の特例)に 規定する次に掲げる事項

(1)~(20) (略)

- (21) 第8条第1項の規定に基 づき、人事院が定めることと されている新型インフルエン ザ等及び作業について定める <u>こと。</u>
- (22) 第8条第2項の規定に基 づき、人事院が認めることと されている作業について認め ること及び人事院が定めるこ ととされている額について定 めること。

3 • 4 (略)

 $(50 \mathcal{O}_2) \sim (52)$  (略) 九~二十 (略)

二十一 人事院規則9-129( 東日本大震災及び東日本大震災 以外の特定大規模災害等並びに 以外の特定大規模災害等に対処 するための人事院規則9-30 (特殊勤務手当)の特例)に規

(1)~(20) (略)

(新設)

(新設)

3 • 4 (略)

2 この決定による改正は、令和4年4月1日から効力を発生する。